

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成 30 年 8 月 6 日午後 1 時 30 分

2、開会の場所 役場庁舎 6 階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1 番 竹内 清	2 番 井澤 茂治
3 番 宇井 忠朗	5 番 中井 利治
6 番 森島 隆詞	7 番 森本 豊
9 番 浅田 清隆	10 番 松尾 純一
11 番 井上 和也	13 番 岩井 三郎
14 番 太田 廣之	

4、欠席した委員は次のとおりです。

4 番 山本 功	8 番 上西 敏夫
12 番 草嶋 邦子	

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

な し

事務局	山口 治
	川畑由香里
	西置 雄一

7、議案

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 2 号議案	平成 30 年度農用地利用集積計画（第 4 次）の決定について
報告第 1 号	農地法第 4 条の規定による届出の受理について
報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による届出の受理について

8、署名委員

1番 竹内 清

2番 井澤 茂治

9、閉会の日時

平成30年8月6日午後2時45分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成30年第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中11名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

まず初めに、平成30年7月豪雨により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

精華町においても、複数の農地に被害が出たことを確認しています。一刻も早く復旧が進み、平常の作業に戻れることを祈るばかりでございます。

委員の皆様方におかれましては、連日の猛暑の中での農作業でお疲れのあることと存じますが、第8回農業委員会総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の署名委員は、1番竹内委員、2番井澤委員のお二人にお願いいたします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請にかかる許可についてを議題とします。

それでは事務局、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

位置図については2ページをごらんください。

山手幹線を挟み、ひろびろファームの東側に位置するところでございます。

本件の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

1番の案件について、地区担当委員である井澤委員と上西委員に現地確認をしていただいておりますので、代表して井澤委員に報告いただきます。よろしくお願いいたします。

2 番 2番、井澤です。第1号議案の1番の案件について報告します。

ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、7月27日、上西委員、事務局川畑さんと申請のありました現地を確認しました。現地は農地として適正に管理されており、周辺農地と同様、作物は水稲でした。本件は世帯間での所有権の異動であるため、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当農業委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、本件の審議をお願いいたします。何か異議等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第1号議案は許可することに決定いたします。

議 長 第2号議案、平成30年度農用地利用集積計画(第4次)を議題とします。

それでは事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 4ページをお開きください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

精華町保健センター西側に位置するところでございます。

4ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

(株)モリシタの北東に位置するところでございます。

4ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

精華中学校の東に位置するところでございます。

5ページをお開きください。

場所については次のページをごらんください。

精華町営住宅味噌柿団地の南西周辺に位置するところに5筆ございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご異議等々ございませんでしょうか。

7番 7番、森本です。

ただいまの提案内容の中の4番目の項です。トータル3304平米という内容なのですが、これは全て畑という内容で提案を受けさせてもらったのです。これは3反の畑を維持していこうと思ったら大変しんどいことだなと思うのです。

ちなみに、参考までにどういうものを耕作されるのか、聞いておられればお聞きしたいと思います。

事務局 この農地ですが、従前からトウガラシを作っておられるということで、〇〇さんですね。そのお父さんの代からやっておられる方なのですが、〇〇さんの息子さん引き継いでやっておられるということです。

7番 3反全部ですか。

事務局 全部ですね。ハウスがあるということなのですけどね。

7番 新規ですね。

事務局 新規ですが、平成8年までは利用権設定されていたのですが、それから先が更新だけされてなくて、転作の関係で発見されたのです。それで、結んでおいたほうがいいということで、今回結ばれたということなのです。

7番 既に3反の中で全部ハウスが建っているわけですね。

事務局 そうです。

7 番 であればそれでも理解できるのですけれども、これは新規になっているので、新規に畑をしようと思ったら大変なのです。そう思いましたので。

事務局 はい。

議 長 それでは、まだ何かご異議等々ございますか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。本件計画案は決定いたします。

議 長 報告第1号、農地法第4条の規定による届出の受理（専決処理）についてを報告します。

事務局、報告の朗読を願います。

事務局 朗読。

位置図につきましては15ページをごらんください。

菅井出荷場の西側に位置するところでございます。

16ページをお開きください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

サニービルの北側に隣接するところでございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

専決処理をした件ですが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(な し)

議 長 なければ、報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第5条の規定による届出の受理（専決処理）についてを報告します。

事務局、報告の朗読を願います。

事務局 18ページでございます。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

山手幹線を挟み、セブンイレブン精華台1丁目店の東側に位置するところでございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

専決処理をした件ですが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(な し)

議 長 なければ、報告第2号を終わります。

議案書につきましては以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。次回の総会は、9月4日火曜日に開催したいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を9月4日火曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議 長 これをもって、本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。

これをもって、総会を閉会させていただきます。

委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後2時45分